

～難聴児補聴器購入費用助成事業について～

《給付対象者》

- ・高松市在住で身体障害者手帳の交付対象外の18歳未満の難聴児
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること。

ただし、医師が補聴器を装用する必要があると認めた場合はこの限りでない。

《必要書類》

- ①申請書（様式第1号）
- ②意見書（様式第2号）
指定医療機関の医師が、聴力検査をした上で作成したもの
- ③見積書
意見書に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した補聴器専門店が作成したもの。（デジタル式補聴器で、調整が必要な場合はその旨を明記したもの。）

【県内の指定医療機関（耳鼻咽喉科）】

真鍋医院、高松赤十字病院、香川県立中央病院、香川大学医学部附属病院

《申請方法》

- ①上記3つの書類を提出し、申請
- ②助成の決定後、決定通知書・請求書を送りますので、見積書を作成したお店でお支払いいただき、その際に領収書を受け取ってください。
- ③上記請求書・領収書を添えて市に御提出ください。
デジタル式補聴器で調整が必要な場合は、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者が調整を行ったことを証明する書類をあわせて御提出ください。
その後、申請者に購入費用をお振込みします。

《助成費用について》

購入される補聴器の基準価格の2/3（1,000円未満切り捨て）を上限として購入費用を助成します。（基準価格は別途参照）

※更新の場合は、原則、前回購入時から耐用年数を経過していることが必要です。

そのほか、難聴児補聴器購入費用助成事業について詳細はこちら（高松市公式HP）



問い合わせ先

〒760-8571

高松市番町1-8-15

高松市 障がい福祉課 生活支援係

（TEL：087-839-2333）

（FAX：087-821-0086）